平成24年10月23日 飯塚市告示第377号

改正 H27-94、H29-75、H31-73、R2-62、R4-152

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115 条の45の規定に基づく地域支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、地域 支援事業の実施について(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通 知。以下「老健局長通知」という。)の定めるもののほか必要な事項を定めるもの とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、飯塚市(以下「市」という。)とする。ただし、市は、 事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第5条に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、老健局長通知に定める者とする。 (H31-73全改)

(事業内容等)

- 第4条 市が行う事業は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、事業 内容は老健局長通知に定めるとおりとする。
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第115条の45第1項第1号イからニまで 及び同項第2号に規定する事業をいう。
 - (2) 包括的支援事業 法第115条の45第2項各号に規定する事業をいう。
 - (3) 任意事業 法第115条の45第3項各号に規定する事業をいう。 (H27-94-改)
- 2 前項各号に掲げる事業として実施するサービス(以下「サービス」という。)のう ち次の各号に掲げるサービスの内容等は、別表のとおりとする。
 - (1) 介護用品(紙おむつ・尿とりパッド)給付事業
 - (2) 介護手当給付事業
 - (3) 「食」の自立支援事業(配食サービス)
 - (4) 緊急通報システム事業
 - (5) 認知症高齢者等位置検索システム事業 (H27-94追加、H29-75繰上)

(利用の申請等)

- 第5条 前条第2項各号に規定するサービスを利用しようとする者は、申請書に関係 書類を添え、市長に提出しなければならない。
- 2 前条第2項第1号のサービスを、別表第1号給付期間の欄に定める給付期間の終了 後引き続き給付を受けようとする者は、利用者現況届兼給付申請書を市長に提出 しなければならない。

(H27-94、H29-75一改)

(利用の決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査のうえ速やかに利用の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、第2条ただし書の規定により事業を委託している場合において、前項の 規定によりサービスの利用を決定したときは、委託事業者にその旨を速やかに通 知しなければならない。

(申請内容の変更)

- 第7条 前条第1項の規定によりサービスの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、申請の内容を変更しようとするときは、変更申請書に関係書類を添え、市長に提出しなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(利用の取消し)

- 第8条 市長は、利用者又は被介護者が次の各号のいずれかに該当することとなった ときは、サービスの利用を取り消すことができる。
 - (1) 利用者より廃止の申出があったとき。
 - (2) 死亡又は転出したとき。
 - (3) 6箇月以上サービスの利用がなかったとき。
 - (4) 別表に定める各事業の対象要件を充たさなくなったとき。
 - (5) 虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けたとき。
 - (6) その他市長がサービス利用の継続が適当でないと認めたとき。

(返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けた者がある ときは、その者が既に受領した給付金又はサービス利用により市が要した費用の 全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定め

る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次の各号に掲げる告示(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
 - (1) 飯塚市介護用品給付事業(紙おむつ等の給付)実施要綱(平成18年飯塚市告示第56号)
 - (2) 飯塚市生きがい活動支援通所事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第58号)
 - (3) 飯塚市緊急通報システム事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第64号)
 - (4) 飯塚市寝たきり高齢者等介護手当給付事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第 69号)
 - (5) 飯塚市「食」の自立支援事業(配食サービス)実施要綱(平成18年飯塚市告示第71号)

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の旧要綱の規定によりなされた手続そ の他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年3月16日 告示第81号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
 - (介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。) 附則第14条第1項の規定により条例で定める日(飯塚市介護保険条例(平成18年飯塚市条例第150号) 附則第14項に定める日(平成29年3月31日)をいう。)までの間においては、この告示による改正後の飯塚市地域支援事業実施要綱(以下「新要綱」という。)第4条第1項第1号中「介護予防・日常生活支援総合事業」とあるのは「介護予防事業」と、「法第115条の45第1項第1号イからニまで及び同項第2号」とあるのは「医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号」と読み替えるものとする。
- 3 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定により条例で定める日(飯塚市介護保険条例附則第15項に定める日(平成29年3月31日)をいう。)までの間は、新

要綱第4条第1項第2号の規定による包括的支援事業については、法第115条の45第2項第5号の規定は、適用しない。

附 則(平成29年3月16日 告示第75号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月12日 告示第73号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の飯塚市地域支援事業 実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示による改 正後の飯塚市地域支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年3月19日 告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の飯塚市地域支援事業 実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示による改 正後の飯塚市地域支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年5月9日 告示第152号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3号の規定は、この告示の施行の日以後に配達した食事の利用者 負担金等に適用し、同日前に配達した食事の利用者負担金等については、なお従 前の例による。
- 3 この告示の施行の日前において、この告示の施行の日以後に配達する食事の利用 者負担金等をあらかじめ徴収するときは、改正後の別表第3号の規定の例により、 利用者負担金等を徴収することができる。

別表(第4条関係)

(H27-94-改、H29-75-改・繰上、H31-73全改、R2-62、R4-152-改)

(1) 介護用品(紙おむつ・尿とりパッド)給付事業

事業内容	対象要件	給付額等	給付期間
在宅で高齢者を	要介護3以上の	紙おむつ又は尿	紙おむつ又は尿
介護する世帯に対	認定を受け、常時	とりパッドの給付	とりパッドの給付
し、紙おむつ又は	紙おむつ又は尿と	は現物給付とし、1	期間は、申請した
尿とりパッドを給	りパッドの使用を	月の給付にかかる	日の属する月の翌
付する。	必要とするおおむ	限度額は6,000円	月から翌年度6月
	ね65歳以上の者を	とする。	までとする。
	在宅で介護する世		
	帯で、かつ、当該		
	世帯構成員全員の		
	市民税が非課税の		
	世帯のうち、市長		
	が必要と認めるも		
	のであること。		

(2) 介護手当給付事業

事業内容	対象要件	給付額等	給付期間等
在宅で高齢者を	要介護3以上の	対象高齢者1人	手当の給付対象
長期間にわたり常	認定を受けている	につき月額10,000	月は、申請した日
時介護する者に対	おおむね65歳以上	円とする。	の属する月の翌月
して、介護手当を	の者(事業実施前		から開始する。
給付する。	の1年の間におい		手当は、毎年8
	て介護保険サービ		月、12月及び4月の
	ス(福祉用具貸与、		3期に、それぞれの
	特定福祉用具販売		前月分までを給付
	及び住宅改修を除		する。
	く。)を全く利用し		
	ていないか、同サ		
	ービスの利用日数		
	の合計が10日以内		
	である者に限る。		
	以下「要介護者」		
	という。)を在宅で		

常時介護している	
同一世帯の家族	
で、市長が必要と	
認めるものである	
こと。ただし、次	
の各号のいずれに	
も該当する月に限	
る。	
(1) 在宅での介	
護日数が15日/	
月以上となる月	
(2) 要介護者が、	
引き続き要介護	
3以上に該当す	
る期間内(月単	
位)	
(3) 前2号に該当	
する月で、介護	
保険サービスを	
利用しなかった	
月	

(3) 「食」の自立支援事業(配食サービス)

事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等
(1) 栄養のバラ	在宅で、かつ、	420円/食	週7日以内で1日
ンスのとれた食	おおむね65歳以上		1回夕食を配達す
事を調理し、配	の者のみで構成さ		る。
達するもの	れる世帯又はこれ		
(2) 配達の際、利	に準ずる世帯に属		
用者の安否を確	するおおむね65歳		
認し、異常等が	以上の者であっ		
あった場合に	て、市長が必要と		
は、関係機関へ	認めるものである		

の連絡等を行	こと。	
う。		

(4) 緊急通報システム事業

(4)			
事業内容	対象要件	利用者負担金等	その他
居宅での緊急時	在宅のひとり暮	新規設置機器の	申請者は、緊急
に簡単な操作で外	らし世帯又はこれ	購入等に要する費	時の安否確認やそ
部へ緊急事態を知	に準ずる世帯に属	用は次の各号の区	の他必要な措置を
らせることのでき	するおおむね65歳	分による。ただし、	とることができる
るシステムを設置	以上の者であっ	システム運営に関	協力員を2名程度
する。	て、次の各号のい	する利用料は無料	確保すること。
	ずれかに該当する	とする。	
	者のうち、市長が	(1) 生活保護法	
	必要と認めるもの	(昭和25年法律	
	であること。ただ	第144号)に基づ	
	し、居宅に電話回	く保護を受けて	
	線を敷設している	いる世帯の者又	
	者又は利用決定後	は世帯構成員全	
	直ちに敷設するこ	員の市民税が非	
	とができる者に限	課税である世帯	
	る。	の者は、市より	
	(1) 脳血管疾患、	貸与する。	
	心疾患等のため	(2) 世帯構成員	
	急な発作が予見	が前号に規定す	
	され、健康上特	る者及び市民税	
	に注意を要する	の均等割のみ課	
	と認められ、か	税されている者	
	つ、加療中であ	で構成されてい	
	る者	る世帯の者は、	
	(2) 75歳以上で	機器購入に関す	
	障害高齢者の日	る費用の5/10を	
	常生活自立度	負担する。	
	(寝たきり	(3) 前2号以外の	

度)(平成3年11	世帯の者は、機	
月18日老健第	器購入に関する	
102-2 号厚生労	費用の10/10を	
働大臣官房老人	負担する。	
保健福祉部長通		
知)がB又はCラ		
ンクに該当する		
と認められる者		
(3) 医師から終		
末期である診断		
を受け、在宅で		
療養する者		

備考 耐用年数の経過、故障等による既設機器の取替えの場合の機器購入に関する費用負担は、この表中利用者負担金等の欄と同様とする。ただし、利用者の責に帰すべき理由による故障等の場合は、取替えに要する費用は全額利用者負担とする。

(5) 認知症高齢者等位置検索システム事業

事業内容	対象要件	給付額等	利用回数等
徘徊行動の見ら	法第19条第1項	給付額は、購入	給付対象となる
れる認知症高齢者	に規定する要介護	又はレンタル契約	台数は、対象高齢
等を介護する親族	認定又は同条第2	締結時に要した額	者等1名につき1
に対し、位置情報	項に規定する要支	と給付基準額のい	台限りとする。
専用探索機を購入	援認定を受けた者	ずれか低い額に給	
又はレンタル契約	で、在宅かつ認知	付率を乗じて得た	
締結後、その費用	症による徘徊行動	額とする。(1円未	
の一部を給付す	のある65歳以上の	満切捨て)	
る。	者(40歳以上の初	給付基準額は、	
	老期認知症の者を	7,000円とする。	
	含む。)を介護する	給付率は、左欄	
	3親等内の親族の	に定める者及び対	
	者で、市長が必要	象高齢者等の属す	
	と認めるものであ	る世帯構成員全員	

ること。	の市民税が非課税	
	の世帯10/10、その	
	他の世帯1/2とす	
	る。	

備考

- (1) 申請書には、申請者宛の領収書の写しを添付するものとする。
- (2) 領収書は、購入又はレンタルした品目、内訳等が明確にされているもので、領収日は、申請日の属する月を基準として2月前のものまでを対象とする。